



各 医 師 会 長 殿

福岡医発第 350 号 (地)
令和 6 年 4 月 26 日

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医師の働き方改革に係る相談窓口の周知について

本年 4 月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）等が適用され、勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関等においては、労働時間の把握や宿日直許可の取得、特定労務管理対象機関の指定申請等のご対応をいただいております。

県民に対しては、これまで定例記者会見を通じて、適正な受療行動への変容を繰り返し要請するとともに、令和 6 年 4 月 5 日付福岡医発第 60 号 (地) にてご案内のとおり福岡県行政及び福岡労働局とともに県民への広報チラシを作成し、適切な医療機関の受診等について周知を図っているところです。

また、医師の働き方改革が開始したことに伴い、医師の労務環境や研鑽・宿日直等の諸問題について適切に対処するため、今般、福岡県医療勤務環境改善支援センターの相談窓口についてご案内するとともに、本会においても管理者および勤務医向けに医師の働き方改革全般に関する相談窓口を設置し、随時お受けしておりますので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員及び会員医療機関に勤務する医師に周知方よろしく願いいたします。

なお、

- 1) 各相談窓口及び広報チラシについては、福岡県医報および本会ホームページに掲載しておりますので適宜ダウンロードの上、ご活用ください。
- 2) 県内病院には、本会より直接案内を送付していることを申し添えます。

記

医師の働き方改革に関する相談窓口

○福岡県医療勤務環境改善支援センター相談窓口

労務管理の専門家や社会保険労務士のアドバイザーが適切に対応いたします。

TEL 092-643-3330

○福岡県医師会 医師の働き方改革相談窓口

働き方改革全般についてご不明な点は福岡県医師会へご相談ください。

TEL 092-431-4564 E-mail fpma@fukuoka.med.or.jp

○福岡県医師会 県民への広報チラシURL

<https://www.fukuoka.med.or.jp/kenmin.html>



写

福岡医発第 号（地）
令和6年4月 日

各 病 院 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

医師の働き方改革に係る相談窓口の周知について

本年4月から医師の時間外労働の上限規制（医師の働き方改革）等が適用され、勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関等においては、労働時間の把握や宿日直許可の取得、特定労務管理対象機関の指定申請等のご対応をいただいております。

県民に対しては、これまで定例記者会見を通じて、適正な受療行動への変容を繰り返し要請するとともに、福岡県行政及び福岡労働局とともに県民への広報チラシ（令和6年4月15日付けで各医師会を通じて会員医療機関へ配布済み。）を作成し、適切な医療機関の受診等について周知を図っているところです。

また、医師の働き方改革が開始したことに伴い、医師の労務環境や研鑽・宿日直等の諸問題について適切に対処するため、今般、福岡県医療勤務環境改善支援センターの相談窓口についてご案内するとともに、本会においても管理者および勤務医向けに医師の働き方改革全般に関する相談窓口を設置し、随時お受けしておりますので、お知らせいたします。

つきましては、貴院におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴院に勤務する医師に周知方よろしく願いいたします。

なお、各相談窓口及び広報チラシについては、福岡県医報および本会ホームページに掲載しておりますので適宜ダウンロードの上、ご活用ください。

記

医師の働き方改革に関する相談窓口

○福岡県医療勤務環境改善支援センター相談窓口

労務管理の専門家や社会保険労務士のアドバイザーが適切に対応いたします。

TEL 092-643-3330

○福岡県医師会 医師の働き方改革相談窓口

働き方改革全般についてご不明な点は福岡県医師会へご相談ください。

TEL 092-431-4564 E-mail fpma@fukuoka.med.or.jp

○福岡県医師会 県民への広報チラシURL

<https://www.fukuoka.med.or.jp/kenmin.html>



医師の働き方改革 相談窓口

2024年4月より医師の時間外労働時間に上限が設けられます。働き方改革に関する取り組みなどでご不明な点等ございましたら下記までご相談ください。

勤務医の先生方

勤務先の労働環境について、
どこに相談すればいいんだろう…？



勤務先の働き方改革
について勤務先の上司には
相談し辛い…

管理者の先生方

特例水準指定手続き
面接指導
立ち入り検査
について、困ったなあ…



宿日直許可、36協定について、
どこに相談すればいいんだろう…？

働き方改革に関するすべてのご相談はまず、

福岡県医療勤務環境改善支援センターへ

ご相談ください。労務管理の専門家や社会保険労務士のアドバイザーが適切に対応いたします。

 **092-643-3330**

そのほか、働き方改革全般についてご不明な点は**福岡県医師会**へご相談ください。

 **092-431-4564**  fpma@fukuoka.med.or.jp

患者さんに適正受診
を啓発したい…



県医師会が作成した啓発チラシ
をご活用ください。



医師の働き方改革に関する 啓発チラシを作成しました！

医師の働き方改革に伴う救急医療提供体制の確保に向け、県民へ適正な受療行動への変容を要請するため、福岡県及び福岡労働局とともに県民への広報チラシ及びポスターを作成いたしました。

医療機関に掲示するなど、住民への医師の働き方改革の周知並びに適正な受療行動への変容を要請にご活用いただければ幸いです。

県民の皆様へのお願い



令和6年4月より、**医師の働き方改革**による
時間外労働時間の上限規制が開始されました！



限られた医療資源で医療提供体制を維持するために、
下記の点にご協力をお願いします。

気軽に相談できる
「かかりつけ医」を
もちましょう。



交通手段が充実していて、
医療機関のスタッフが揃い、
検査・治療が十分に行える
日中・診療時間内に受診
しましょう。

「今すぐ救急車を呼ぶか」、
「今すぐ医療機関に行った方が
良いか」迷ったときは、
救急医療電話相談（#7119）
を活用しましょう。

休日・夜間のこどもの
急な病気やけがは、
小児救急医療電話相談
（#8000）を活用
しましょう。



救急に関するお困りごとは以下を検索！

福岡県の救急医療電話相談窓口



#7119や#8000の他、
小児救急の情報が掲載
されています。



ダウンロード
はこちらから！



福岡県医師会・福岡県・福岡労働局

（令和6年4月）

チラシデータについては、本会ホームページに掲載しておりますので、**適宜ダウンロードの上ご活用ください。**